

朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令（案）

（昭和二十六年政令第 号）

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

（目的）

第一条 朝鮮總督府交通局共済組合（以下「組合」という。）の本邦内にある財産は、連合國最高司令官の要求に基き、この政令の定めるところにより整理する。

（監督）

第二条 組合の本邦内にある財産の整理は、主務大臣の監督に属する。

（特殊整理人）

第三条 組合の本邦内にある財産の整理は、特殊整理人が行う。

2 特殊整理人は、主務大臣が選任する。

3 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第 二百九十一号、以下「政令第二百九十一号」という。）第十條第三項から第五項までの規定は、特殊整理人に準用する。

（特殊整理人の権限）

第四条 組合の本邦内にある財産の整理に関する組合の代表並びに当該財産の管理及び処分権限は、特殊整理人に専属する。

（債務消滅行為等の禁止）

第五条 特殊整理人は、第六條の規定による整理計画書の認可があり、且つ、主務大臣の指示があつた後でなければ第七條第一項各号に掲げる債務について、弁済その他債務を消滅する行為をすることができない。

2 特殊整理人は、第六條の規定による整理計画書の認可があり、

且つ、主務大臣の指示があつた後でなければ組合の本邦内
財産を処分することができない。

3 前二項の規定は、公租公課の支払をする場合及び主務大臣の許
可を受けてする場合においては適用しない。

(整理計画書)

第六條 特殊整理人は、主務大臣の指定する日までに、主務省令の
定める手続により、左に掲げる事項を記載した整理計画書を作成
し、主務大臣の認可を申請しなければならない。

一 第七條第一項各号に掲げる債務の債権者の氏名又は名称、債
権額、弁済又は相殺その他の方法により債務を免かれる額及び
順位

二 第九條の規定による残余財産の分配を受ける者の氏名、当該
残余財産分配の基準となる掛金の額及び組合員であつた期間並
びにその者に対する残余財産分配額

三 その他主務省令で定める事項

(債務弁済の順位)

第七條 組合の本邦内にある財産をもつて弁済すべき債務は、左に
掲げるものとし、特殊整理人は、左の順位によりこれを弁済しな
ければならない。

一 整理に要する費用に係る債務及び本邦内における事業又は財
産に係る公租公課

二 組合の本邦内の事業又は財産から生じた債務

三 組合の給付を受ける権利を有する者のうち、戸籍法(昭和二
十二年法律第二百二十四号)の規定の適用を受ける者で、且つ、
本邦内に住所又は居所を有する者に対する組合の給付債務。但
し、第四号に掲げる債務を除く

四 前号に規定する者に対する組合の年金債務のうち、特殊整理
人選任の時に於いて未だ支払時期の到来していないもの

2. 政令第二百九十一号第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による債務の弁済について準用する。

(年金の一時金換算)

第八条 前条第一項第四号に掲げる年金債務は、主務省令で定めるところにより一時金に換算して支払うものとする。

2. 旧令による共済組合等からの年金受給者に対する特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号、以下「特別措置法」という。)一の規定の適用については、前項の規定による年金の債務の支払は、第十三条第四項の規定の適用を除いて、当該年金債務を消滅させるものと解してはならない。

(残余財産の分配)

第九条 特殊整理人は、第七条第一項に掲げる債務を弁済した後、その残余財産を同項第三号又は第四号の規定により年金又は一時金を受けた者に対し、当該給付に係る組合の組合員が組合員でな

くなつた時における年金の額に当該組合員が組合の組合員であつた期間を乗じた金額の割合に応じて分配しなければならない。

(組合の給付債務の債権者等に対する催告)

第十条 特殊整理人は、就職の後経過なく、第七条第一項第三号及び第四号に掲げる債務の債権者に対し、一定の期間内に証拠書類を添えて当該債権の確認を求めたための申出をなすべき旨の公告をしなければならぬ。但し、その期間は、三月を下ることができない。

2. 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて少くとも三回以上しなければならぬ。

3. 第一項の規定による公告には、同項の債権者は同項の期間内に権利の申出をしないときは、第十二条第一項において準用する特別措置法第十八条第一項の規定による権利の確認が得られないため債務の支払又は残余財産の分配を受けることができないことが

ある旨及びこの政令施行の際本邦にいない債利者其他この政令の規定による整理中に特殊整理人に対して総利の確認の申出をしなかつたことについてやむを得ない事由がある者については、当該整理終了後においても共済組合連合会に対してその総利の確認の申出をすることによつて共済組合連合会から特別措置法の規定による年金又は一時金の支給を文けることができることがある旨を附記しなければならない。

一 一般債権者に対する催告一

第十一條 特殊整理人は、就職の後遅滞なく、第七條第一項第一号又は第二号に掲げる債務へ公租公課を除く。一の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申出るよう催告しなければならない。但し、その期間は一月を下ることができない。

2 政令第二百九十一号第十五條第二項から第四項までの規定は前項の債権者に対する催告について準用する。

一 組合の給付債務の債権者の総利の確認一

第十二條 特別措置法第十八條の規定は第七條第一項第三号及び第四号に掲げる債務の債権者の総利の確認について準用する。この場合において同法第十八條第一項中「その年金又は一時金の種類及び額」とあるのは「その総利の種類及び額」と読みかえるものとする。

2 特殊整理人は、前項において準用する特別措置法第十八條の規定による総利の確認を受けた者に対してのみ、第七條第一項第三号又は第四号の債務の弁済及び第九條の規定による残余財産の分配をするものとする。

一 特別措置法の特別一

第十三條 組合については、大臣は、特別措置法第四條第四項の規定による調査を受しないものとし、同條第一項の規定は、第十條第一項の規定による公告に代りて総利の申出をすべし期間が

終了した後遅滞なく行うものとする。

- 2 組合については、共済組合連合会は、特別措置法第十七条の規定による公告を要しないものとし、同法第十九条及び第二十条の規定の適用については、第十一条第一項において準用する特別措置法第十八条の規定により特殊管理人がした権利の確認は、同条の規定により共済組合連合会がする権利の確認とみなす。但し、共済組合連合会は、この政令施行の際本邦にいない権利者その他この政令の規定による整理中に特殊管理人に対し権利の確認の申出をしなかつたことについてやむを得ない事由があると認められる者に限り、当該整理終了後権利者の申出に基いて、特別措置法第十八条の規定による権利の確認をすることができるとする。
- 3 共済組合連合会は、この政令の規定による整理が終了するまでの間は組合に係る特別措置法の規定による年金又は一時金の支給をしないものとする。

4 組合に係る特別措置法の規定による年金又は一時金の受給権利者が、第七条第一項第三号若しくは第四号に掲げる債務の支払又は第九条の規定による残余財産の分配を受けた場合においては、同法の適用については、これらの債務の支払又は残余財産の分配として受け入れた金額の限度において共済組合連合会から同法の規定による年金又は一時金の支給を受けたものとみなす。

5 特別措置法第二十三条の規定の適用については、第十条第一項の規定による公告は、同法第十七条第一項の規定による公告とみなす。

(準用)

第十四条 政令第二百九十一号第二号第一項第二号、第四号及び第五号、第四条第一項及び第二項、第六条、~~第八条~~、第十一条第二項、第十二条、第十六条、第十八条から第二十三条まで、第二十六号、第二十七条、第二十八条の三から第二十九条まで、第三十

一 條、第三十三條、第三十七條、第三十八條第二号、第四号及び第五号、第三十九條、~~第四十一條~~第四十一條まで並びに第四十二條第二号から第五号までの規定はこの政令の規定による組合の本邦内にあ
る財産の整理について準用する。

この場合においてこれらの規定中左の各号に掲げる字句は、それ
ぞれ当該各号に掲げる字句に読みかえるものとする。

一 第四條第一項中、第六條、第十六條第一項及び第二十七條中
「指定日」とあるのは、「特殊整理人の選任の日」

二 第四條第一項中「第十條」とあるのは、「昭和二十六年政令
第 号朝鮮総督府交通部共済組合の本邦内にある財産の整
理に関する政令、以下「政令第 号」という。」

三 第四條第一項、第十六條第一項中「就職の日」から九十日以内
に「就職の後遅滞なく」

四 第十八條第一項中「前條」とあるのは、「政令第 号」

六 條

五 第十九條第一項中「第十七條」とあるのは、「政令第 号
第六條」

六 第三十九條中「第二條第一項第一号の規定による指定」とあ
るのは、「特殊整理人の選任」

（罰則）

第十五條 左の場合においては、特殊整理人を三年以下の懲役若し
くは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五條の規定に違反して併せてその他債務を消滅する行為をし
又は資産を処分したとき。

二 第六條の規定に違反して整理計画書の認可を申請せず、又は
その計画書に虚偽の記載をしたとき。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、そ
の他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前條

の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に
対し、前條の罰金刑を科する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

綴 白

朝鮮總督府交通部共済組合の本邦内に於る貯蓄は、逕合函最
司令官の昭和二十六年一月五日南指令及び二月七日附指令により
整理する必要があるからである。

裏面白紙

S 一 仮
C 九 取
A 五

<p>る 会 社 の 本 邦 内 に あ る 財 産 に 関 する 件</p>	<p>る 一 會 社 の 本 邦 内 に あ る 財 産 に 関 する 件</p>	<p>d 邦 内 に あ る 財 産 に 関 する 件</p>	<p>o 一 に あ る 財 産 に 関 する 件</p>	<p>b 一 に あ る 財 産 に 関 する 件</p>	<p>a 参 照 一 に あ る 財 産 に 関 する 件</p>	<p>總 務 局 交 通 局 共 同 組 合 の 金 理 に 関 する 件</p>	<p>連 合 會 社 交 通 局 共 同 組 合 の 金 理 に 関 する 件</p>
---	---	---	---	---	---	---	---

P 一
I 一
N 一
二
一
月
五
日

裏面白紙

英	四	三	二	一
前記	日本	日本	日本	前記
請求	を	を	を	を
支組	支組	支組	支組	支組
つ員	つ員	つ員	つ員	つ員
たから	たから	たから	たから	たから
後に	後に	後に	後に	後に
に	に	に	に	に
送	送	送	送	送
つ	つ	つ	つ	つ
て	て	て	て	て
いる	いる	いる	いる	いる
る	る	る	る	る
各	各	各	各	各
種	種	種	種	種
余	余	余	余	余
資	資	資	資	資
産	産	産	産	産
は	は	は	は	は
特	特	特	特	特
殊	殊	殊	殊	殊
整	整	整	整	整
理	理	理	理	理
人	人	人	人	人
に	に	に	に	に
上	上	上	上	上

裏面白紙

一假
一九五

連合國最高司令官部の整理に關する件

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

参照

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

一九五一年一月五日附日本政府に對する覚書「朝鮮

進捗に因する遅。合國最高司令官司令部宛の爾後の報告の提出
は要求されぬ。

最高司令官に代り
高級副官
米國陸軍准將 ケー・ビー・ブツシユ

裏面白紙

昭和二十五年五月

在外会社の本邦内財産の整理に関する法規

大蔵省
理財局

54

目次

○旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年八月一日)……………一〇

○旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年八月一日)法務省令、外務省令、大蔵省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令第一号)……………二八

○昭和二十四年一月十八日附連合国最高司令官覚書AG六〇二(一九四八、一一、一七)SCAPIN一九六五
外國に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する件……………三八

○昭和二十四年三月八日附連合国最高司令官覚書AG六〇二(一九四八、一一、一七)SCAPIN一九六五
外國に本店を有する会社の本邦内にある財産に関する件……………四〇

○昭和二十四年六月一日附連合国最高司令官覚書AG六〇二(一九四八、一一、一七)SCAPIN一九六五
旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する件……………四一

○昭和二十四年六月十八日附連合国最高司令官覚書AG六〇二(一九四八、一一、一七)SCAPIN一九六五
旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産に関する件……………四五

①

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある

財産の整理に関する政令(昭和二十四年八月一日
政令第二百九十一号)

改正 昭和二十五年五月一日政令第四百十四号

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基き、この政令を制定す

目次

- 第一章 総 則 (第一條―第八條)
- 第二章 特殊整理 (第九條―第三十三條)
- 第三章 雑 則 (第三十四條―第三十七條)
- 第四章 罰 則 (第三十八條―第四十二條)
- 附 則

第一章 総 則

(目的)

第一條 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産は、連合國最高司令官の要求に基き、この政令の定めると

ころにより整理する。

(定義)

第二條 この政令における用語の定義は、左の各号の定めるところによる。

- 一 「旧日本占領地域に本店を有する会社」 旧日本占領地域に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第一條に規定する閉鎖機関を除く。）で連合国最高司令官の要求に基づき、その本邦内にある財産を整理するものとして主務大臣が告示で指定するものをいい、以下「在外会社」と略称する。
- 二 「本邦」 本州、北海道、四国、九州及び主務省令で定めるその附属の島しょをいう。
- 三 「旧日本占領地域」 満洲、中華民国、台湾、朝鮮、樺太、琉球列島、南洋群島及び主務省令で定めるその他の島しょ並びに明治二十七年以後において日本により占領又は統治されていたその他の一切の地域をいう。
- 四 「人」 個人及び法人その他の一切の団体をいい、国、地方公共団体及び国又は地方公共団体の構成員を含むものとする。
- 五 「財産」 通貨、小切手、為替手形、約束手形、貴金属地金、銀行預金、貯金、すべての債務又は負担、流通証券、保険証券、公債、社債、株式、利札、銀行、仲買人、証券業者によつて一般に取引されているその他の証券、債務引受証券、抵当権証券、質権証券、留置権その他の担保権に関する証券、倉庫証券、船荷証券、信託証券、売渡証券、その他の所有権、その他の権利又は債務に関する証券、物品、商品、有体財産、在庫品、船舶、積荷貨物、抵当不動産、売主販売協定、土地契約、不動産又はこれに関する権利、借地権、地代、選択権、特許権使用料、帳簿上の勘定、受取勘定、確定判決による債権、特許権、商標権、著作権、特許権、商標権又は著作権に関する契約又は許諾、保護預り箱又は

はその内容に関する権利又は利益及び年金、共同計算契約又はこれに類する契約を含むものとする。但し、これらのものに限られるものではない。

六 「整理財産」 在外会社の資産及び負債であつて左に掲げるものをいう。

イ 金、銀、有価証券等に関する金融取引の取締に関する件（昭和二十年大蔵省令第八十八号。以下「大蔵省令第八十八号」という。）第二條第三号の規定に該当する在外会社の本邦内にある資産

ロ 左に掲げる負債

- (一) その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、本邦内にある資産について担保権が設定されている負債
- (二) その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、在外会社の本邦内にある店舗（支店、従たる事務所、出張所、工場及び事業場をいう。以下同じ。）の事業又は財産から生じた負債
- (三) 在外会社の本店、主たる事務所その他本邦外にある店舗（以下「在外店舗」という。）の事業又は財産から生じた負債（一）に規定するものを除く。以下本号中同じ。）の総額が昭和二十年八月十五日において、本邦外にあつた在外会社の資産の総額をこえる場合において、在外店舗の事業又は財産から生じた負債のうちその差額に相当する額の負債

七 「特殊整理」 整理財産につき、この政令の規定により行う整理をいう。

2 前項第六号の規定の適用については、在外会社の本邦内にある店舗と在外店舗との間の相互の勘定における貸借は、資産及び負債に含まれないものとする。

(許可業務以外の業務の禁止)

第三條 在外会社は、前條第一項第一号に規定する指定のあつた日(以下「指定日」という。)以後は、本邦内において、その業務を行うことができない。但し、指定日において、現に大蔵省令第八十八号第一條第二号の規定に基き大蔵大臣の許可を受けている範囲内において行う業務(以下「許可業務」という。)については、この限りでない。

2 主務大臣は、在外会社の許可業務の範囲を公告しなければならない。

3 主務大臣は、第一項に規定する大蔵大臣の許可の取消があつたときは、その旨を公告しなければならない。

(整理財産の引渡義務及び大蔵省令第八十八号の適用)

第四條 整理財産に属する資産を所持し、若しくは管理し、又はその所在を確知する本邦内の一切の人は、指定日から九十日内にその旨を第十條に規定する特殊整理人(特殊管理人が選任されていない場合は、主務大臣)に報告し、又、特殊整理人の要求があるときは、整理財産に属する資産を所持し、又は管理する人は、他の法令又は契約にかかわらず、その整理財産に属する資産を遅滞なく特殊整理人に引き渡さなければならない。但し、主務省令で定める場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する資産を所持し、又は管理する人は、同項の規定による資産の引渡をするまで、その資産を善良な管理者の注意をもつて所持し、又は管理しなければならない。

3 左に掲げる場合を除き、この政令の規定は、整理財産について、大蔵省令第八十八号の規定の適用を妨げるものではない。

5.

一 整理財産が第十七條第一項第二号に規定する新会社に出資又は譲渡される場合(当該整理財産に限る。)

二 第七條第一項第一号から第三号までに掲げる債務について弁済その他債務を消滅させる行為をする場合

三 第五條第六項の規定により、同條第一項に規定する記名証券の再発行に係る行為をする場合

四 第五條第八項の規定により、同項に規定する登録債の元金の支拂を受ける場所を変更する場合

五 その他主務省令で定める場合

(在外店舗所有有価証券の処理)

第五條 在外会社がその在外店舗において、固若しくは本邦の地方公共団体又は本邦内に本店若しくは主たる事務所を有する法人の発行に係る記名証券(記名式の国債証券、地方債証券、社債券、特別の法律により設立された法人の発行する債券、株券及び出資証券をいう。以下同じ。)を有しているときは、特殊整理人は、就職の後遅滞なく主務省令の定めるところにより、在外店舗所有記名証券一覽表を作成し、主務大臣に提出してその承認を求めなければならない。但し、主務省令で定める記名証券については、この限りでない。

2 前項の場合において、特殊整理人は、遅滞なく当該記名証券が在外会社の在外店舗の有するものである旨、前項に規定する主務大臣の承認により当該記名証券は無効とし新たにその再発行を請求する旨及び利害関係人がこれについて異議があれば一定の期間内に理由を具して主務大臣に申し出るべき旨を公告し、且つ、在外店舗所有記名証券一覽表の写を第十條に規定する主たる店舗に備え置き、利害関係人の閲覧に供しなければならない。

3 前項の公告は、二回以上するものとし、同項の期間は、最初の公告の日から六十日とする。

五

- 4 主務大臣は、第一項の承認をするには、利害関係人の異議の申出を参じやくしなければならぬ。
- 5 主務大臣は、第一項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならぬ。
- 6 第一項の承認があつたときは、当該記名証券は無効とし、特殊整理人は、その再発行を請求することができる。
- 7 民法施行法(明治三十一年法律第十一号第五十七條、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百三十條及び国債ニ関スル法律(明治三十九年法律第三十四号)第五條の規定は、前六項の場合には、適用しない。
- 8 在外会社がその在外店舗において、固若しくは本邦の地方公共団体又は本邦内に本店若しくは主たる事務所を有する法人の発行に係る登録債(登録国債、登録地方債、登録社債及び特別の法律により設立された法人の発行する債券で登録されてゐるものをいう。以下同じ。)で本邦外をその元利の支拂を受ける場所とするものを所有してゐるときは、特殊整理人は、就職の後遅滞なく、当該登録債の元利の支拂を受ける場所を本邦内に変更しなければならぬ。但し、主務省令で定める登録債については、この限りでない。
- 9 第六項の請求により再発行された記名証券に係る国債、地方債、社債、特例の法律により設立された法人の発行する債券及び株式又は出資の持分並びに前項の規定により元利の支拂を受ける場所を変更された登録債は、第一條第一項第六号イに該当する整理財産とみなす。

(担保権の消滅及び財団からの分離)

- 第六條 整理財産に属する資産を目的とする担保権は、指定日において消滅する。
- 2 前項の場合において、担保権の登記の抹消は、登記権利者だけで申請することができる。

- 3 整理財産に属する資産が工場財団又は鉱業財団に属する場合には、当該資産は、指定日において、当該財団から除かれ、当該財団に属さないこととする。
- 4 前項の場合における工場財団又は鉱業財団の財団目録の記載の変更の登記の申請書には、当該財団に属する財産の一部が整理財産に属するものであることの証明書を添附しなければならぬ。
- 5 前項の申請書には、抵当権者の同意書又はこれに代るべき裁判の謄本を添附することを要しない。

(債務消滅行為等の禁止)

第七條 特殊整理人は、第十九條の規定による整理計画書の認可があり、且つ、主務大臣の指示があつた後でなければ、整理財産に属する債務について、弁済その他債務を消滅する行為をすることができない。但し、左に掲げる債務については、この限りでない。

- 一 特殊整理に要する費用に係る債務(第十條第五項に規定する特殊整理人の報酬を除く。)
- 二 許可業務について生じた債務
- 三 国又は地方公共団体の公租公課(戦時補償特別税、非戦災者税及び非戦災家屋税並びに昭和二十年九月二日以前に終了した事業年度分に対するものを除く。)その他主務省令で定めるこれに準ずる債務
- 四 大蔵省令第八十八号第二條の規定により、弁済その他債務を消滅する行為について、大蔵大臣の許可を受けた債務
- 2 特殊整理人は、第十九條の規定による整理計画書の認可があり、且つ、主務大臣の指示があつた後でなければ整理財産に属する資産を処分することができない。但し、大蔵省令第八十八号第二條の規定により、資産を処分する取引又は行為

について、大蔵大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(相殺、強制執行等の禁止)

第八條 整理財産に属する債務の債権者は、当該債権につき相殺をなし、又は整理財産に属する資産に対して強制執行、仮差押、仮処分若しくは競売法(明治二十一年法律第十五号)による競売をすることができない。

第二章 特殊整理

(監督)

第九條 特殊整理は、主務大臣の監督に属する。

(特殊整理人)

第十條 特殊整理は、特殊整理人が行う。

- 2 特殊整理人は、在外会社の本邦内における代表者、代表者がいないとき又は代表者が特殊整理人として不適当であるとときは、代表者以外の者の中から主務大臣が選任する。
- 3 主務大臣は、特殊整理人が法令若しくは主務大臣の処分を違反したとき、公権を濫用する行為をしたとき又は特殊整理人を不適当と認めるときは、これを解任することができる。
- 4 主務大臣は、前二項の規定により特殊整理人を選任し、又は解任したときは、その旨を公告する。
- 5 特殊整理人の報酬は、主務大臣が定める。

(特殊整理人の代表権)

第十一條 在外会社の本邦内における会社の代表並びに整理財産の管理及び処分権限は、特殊整理人に専属する。
2 特殊整理人が主務大臣の認可を受けてする行為については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八條の規定は、適用しない。

(特殊整理人の職務)

第十二條 特殊整理人がこの政令の定めるところにより行う職務は、左の通りとする。

- 一 現務の結了
- 二 財産の管理及び処分
- 三 債権の取立及び債務の弁済
- 四 残余財産の処理
- 五 許可業務の執行

2 特殊整理人は、前項の職務を行うについて、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
(主たる店舗)

第十三條 特殊整理人は、就職の日後遅滞なく、在外会社の本邦内における主たる店舗を定めなければならない。この場合において、本邦内に在外会社の支店又は従たる事務所があるときは、その支店又は従たる事務所のうちから主たる店舗を定めなければならない。

(報告事項)

第十四條 特殊整理人は、就職の日から二週間に、左に掲げる事項を主務大臣に報告しなければならない。

- 一 在外会社である旨
- 二 在外会社の本邦内における主たる店舗
- 三 許可業務があるときは、その許可業務
- 四 特殊整理人の氏名及び住所

2 前項の報告をする場合には、定款又は定款の内容を謄写することのできる書面を添附しなければならない。

3 特殊整理人は、第一項の報告について変更があつたときは、二週間に變更された事項を主務大臣に報告しなければならない。

(債権者に対する催告)

第十五條 特殊整理人は、就職の日から一月内に、少くとも一回の公告をもつて、整理財産に属する債務の債権者に対し一定の期間内にその債権を申し出るように催告しなければならない。但し、その期間は、一月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないときは、特殊整理から除斥される旨を附記しなければならない。

3 特殊整理人は、知れている債権者には各別にその債権の申出を催告しなければならない。

4 知れている債権者は、特殊整理から除斥することができない。

(特殊整理人の義務)

第十六條 特殊整理人は、就職の日から九十日以内に、主務省令の定めるところにより、指定日における整理財産に関し、財産目録、貸借対照表、昭和二十四年一月一日から指定日までの収支計算書及び第二十八條の規定による債務の弁済及び残余財産の分配の順位を附した債務等支拂一覽表を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の財産目録、貸借対照表及び収支計算書には、その内容を明らかにする完全な明細書を添附しなければならない。なお、財産目録には、各資産について、帳簿価額とともに時価(統制額を含む。)を記載しなければならない。

(整理計画書)

第十七條 特殊整理人は、主務大臣の指定するりまでに、主務省令の定めるところにより、左に掲げる事項を記載した整理計画書を作成し、主務大臣の認可を申請しなければならない。

一 債権者の氏名又は名称、債権額、担保の有無、弁済又は相殺その他の方法により債務を免かれる額及び順位並びに株主又は社員その他の出資者(以下「株主等」という。)の氏名又は名称、持株数又は出資の価額及び株主等に対する残余財産分配額

二 資産の全部若しくは一部を出資若しくは譲渡すべき会社を新たに設立する場合又は資産の全部若しくは一部を出資若しくは譲渡を受けるため資本を倍額以上に増加する会社にその資産を出資若しくは譲渡する場合には、その設立され、又は資本を増加する会社(以下「新会社」という。)の商号、目的、資本金額及びその発起人の氏名又は名称並びに株式の募集、売却その他処分に関する事項

三 その他主務省令で定める事項

一 債権者の氏名又は名称、債権額、担保の有無、弁済又は相殺その他の方法により債務を免かれる額及び順位並びに株主又は社員その他の出資者(以下「株主等」という。)の氏名又は名称、持株数又は出資の価額及び株主等に対する残余財産分配額

二 資産の全部若しくは一部を出資若しくは譲渡すべき会社を新たに設立する場合又は資産の全部若しくは一部を出資若しくは譲渡を受けるため資本を倍額以上に増加する会社にその資産を出資若しくは譲渡する場合には、その設立され、又は資本を増加する会社(以下「新会社」という。)の商号、目的、資本金額及びその発起人の氏名又は名称並びに株式の募集、売却その他処分に関する事項

三 その他主務省令で定める事項

2 整理計画書には、新会社の事業及び資金の計画その他主務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 在外会社の資産を新会社に出資又は譲渡する場合には、在外会社の株主等及び社債権者（その社債に係る債務の履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、本邦内にある資産について指定日において担保権が設定されていた社債を有する者をいう。以下同じ。）は、整理計画書の定めるところにより、他に優先して新会社の株式を取得する権利を有する。

4 在外会社の株主等及び社債権者は、新会社の株式を取得する場合には、整理計画書の定めるところにより、株金の拂込をし、若しくは在外会社に対する請求権を出資し、又は在外会社に対する請求権をもつて相殺することができる。

5 第十九條又は第二十一條の規定により新会社の設立又は資本の増加に関する事項を含む整理計画書の認可又は変更の認可があつた場合においては、前項の規定の適用については、在外会社の株主等は、当該整理計画書の認可又は変更の認可があつた時において、当該整理計画書に定められた残余財産分配額につき在外会社に対する請求権を取得したものとみなす。

6 第三項の場合においては、在外会社の役員及び従業員は、整理計画書の定めるところにより、在外会社の株主等及び社債権者に次いで新会社の株式を取得する権利を有する。

（整理計画書の公示、異議の申立）

第十八條 特殊整理人は、前條の規定による認可を申請したときは、遅滞なくその旨を公告し、在外会社の本邦内にある各店舗に整理計画書及び第十六條に規定する書類の写を備え置き、利害関係人の閲覧に供しなければならない。

2 利害関係人は、前項の公告に定められた事項について異議があるときは、主務省令の定めるところにより、同項の規定

による公告の日から三十日以内に事由を具して主務大臣にその旨を申し出ることができる。

（整理計画書の認可又は却下）

第十九條 主務大臣は、第十七條の規定による申請があつた場合には、当該整理計画書が適正でその実行に支障がなく、且つ、公益に反しないかどうかを審査し、前條第二項の期間経過後、これを認可し、又は却下する。

2 主務大臣は、必要があると認めるときは、当該整理計画書に定める事項を変更し、又はこれに定めのない事項を追加して認可することができる。

3 前條第二項の規定により利害関係人から異議を申し出た場合においては、主務大臣は、その申出を参し、やくして当該整理計画書を認可し、又は却下するものとする。

（決定整理計画書の公示）

第二十條 特殊整理人は、前條の規定による認可があつたときには、遅滞なくその旨を公告し、且つ、認可を受けた整理計画書（以下「決定整理計画書」という。）の写を各店舗に備え置き、利害関係人の閲覧に供しなければならない。

（決定整理計画書の変更）

第二十一條 やむを得ない事由により決定整理計画書に定める事項を変更する必要を生じたときは、特殊整理人は、主務省令の定めるところにより、遅滞なく決定整理計画書を変更し、主務大臣の認可を申請しなければならない。但し、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第十八條から前條までの規定は、前項の場合に準用する。

(特殊整理の実行)

第二十二條 特殊整理人は、第十九條の規定(前條第二項において準用する場合を含む。)により認可を受けたときは、決定整理計画書に従い遅滞なく整理を行わなければならない。

(物資配給の統制に関する法令の特例)

第二十三條 特殊整理人は、整理財産に属する資産を処分する場合において、物資配給の統制に関する法令の規定又は処分を禁止し、若しくは制限する旨の定款の定若しくは契約に因り、処分することができないときは、主務大臣の認可を得てこれらの定にかかわらず処分することができる。

2 前項の規定により資産を処分する場合においては、その処分の相手方の行為についても、物資の配給の統制に関する法令の規定は、適用しない。

(株主総会等決議に関する特例)

第二十四條 決定整理計画書に定める事項については、在外会社の株主等の同意又はその総会の決議を経ることを要しない。

2 決定整理計画書の定は、在外会社の株主等及び債権者並びに新会社、その発起人、株式引受人及び株主の全員のため、且つ、その全員に対して効力を有する。

3 第一項の規定は、在外会社の株主等、債権者、役員及び従業員が新会社の株式の取得に關し協議するため会議を開くことを妨げるものではない。この場合においては、大蔵省令第八十八号第二條の規定は、当然適用がないものとする。

(新会社の設立、資本の増加の場合等の特例)

第二十五條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。)第十條第一項及び第二項並びに第十一條第一項及び第二項の規定は、決定整理計画書の定めるところにより、在外会社の発行に係る株式若しくは出資(以下「株式等」という。)又は社債(その社債に係る債務の履行地が本邦内にあるかどうかを問はず、本邦内にある資産について指定日において担保権が設定されていた社債をいう。以下同じ。)を所有する会社が新会社の株式を取得する場合には適用せず、又、同法第十六條において準用する同法第十五條第二項から第四項までの規定は、決定整理計画書の定めるところにより、新会社が在外会社からその本邦内にある営業の全部若しくは重要部分又は営業上の固定資産の全部若しくは重要部分を譲り受ける場合には適用しない。但し、本項の規定は、新会社がこの譲り受けた、若しくは譲り受けるべき営業若しくは営業上の固定資産を所有することにより、又は在外会社の発行に係る株式等若しくは社債を所有する会社が新会社の株式を取得した日から六十日を経過した後において当該株式を継続して所有することにより、同法第三條、第四條第一項、第五條、第六條第一項若しくは第三項、第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項若しくは第二項若しくは第十九條の規定に違反することとなることと認められる場合又は不当な事業能力の較差があることとなることと認められる場合において、公正取引委員会が同法第七條、第八條第一項、第十七條の二(第十六條において準用する第十條第一項の規定に係る部分を除く。)又は第二十條の規定により必要な措置を命ずるために審判開始決定をし、又は勧告することを妨げるものと解してはならない。

2 前項の場合において、在外会社の株式等又は社債を所有する会社が、その取得に係る新会社の株式で私的独占禁止法第

十條第一項若しくは第二項又は第十一條第一項若しくは第二項に該当するものをその取得の日から六十日を超えて所有しようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、在外会社の株式等又は社債を所有する会社が当該新会社の株式をすみやかに処分することを条件としなければならない。

3 決定整理計画書に定めるところにより行う新会社の設立又は資本の増加の場合においては、商法第六十五條、第六十八條第一項第五号及び第六号、同條第二項、第七十三條、第八十一條、第八十四條第二項、第八十五條から第八十七條まで、第三百四十八條第二号から第四号まで、第三百五十三條、第三百五十四條第二項及び第三項並びに第三百五十五條の規定は、適用しない。

4 会社の証券保有制限等に関する勅令(昭和二十一年勅令第五百六十七号)第二條の規定は、在外会社の株式等又は社債を所有する会社が決定整理計画書の定めるところにより新会社の株式を取得する場合には、適用しない。

5 在外会社の役員又は従業員と新会社の役員又は従業員とを兼ねる場合においては、会社の証券保有制限等に関する勅令第十一條及び第十七條の五において準用する第十二條の規定は、適用しない。

6 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第三條の規定は、決定整理計画書の定めるところにより設立される保険会社には、適用しない。この場合においては、外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)附則第八項及び第九項の規定の適用については、当該会社は、同法施行前に設立されたものとみなす。

(詐害行為取消権の排除)

第二十六條 決定整理計画書に従つてする特殊整理人の行為については、民法第四百二十四條の規定は、適用しない。

(特殊整理人の報告義務)

第二十七條 特殊整理人は、昭和二十四年九月三十日(指定日が同日後の場合は、主務大臣の指定する日)及びその日から三月を経過する日ごとに、主務省令の定めるところにより、整理財産に関し、貸借対照表及び收支計算書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、整理計画書の認可を受けた後には、主務省令の定めるところにより、決定整理計画の実行状況及びまだ整理を完了していない事項についての整理見込を記載した書類を当該貸借対照表及び收支計算書に添附しなければならない。

(債務弁済等の順位)

第二十八條 在外会社の整理財産に属する債務の弁済及び残余財産の分配は、左の順位によるものとする。

- 一 第七條第一項第一号若しくは第二号に掲げる債務又は国若しくは地方公共団体の公租公課その他主務省令で定められるに準ずる債務
- 二 その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、本邦内にある資産について、指定日において、担保権が設定されている債権に対する債務で社債以外のもの(担保の目的たる資産の価額の限度とする。)
- 三 その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、在外会社の本邦内にある店舗の事業又は財産から生じた債務
- 四 在外店舗の事業又は財産から生じた債務(第二号に規定する債務及び社債を除く。以下本号中同じ。)(の総額が昭和二十年八月十五日において本邦外にあつた在外会社の資産の総額をこえる場合において、在外店舗の事業又は財産から生

じた債務のうちその差額に相当する額の債務

五 社債(担保の目的たる資産の価額を限度とする。)

六 残余財産の分配

2 同一順位の債務に關し他の法令により順位の定があるものについては、当該債務の順位による。

3 前二項の規定により同一順位において弁済しなければならない債務は、その債務額の割合に応じて弁済する。

(残余財産の分配)

第二十八條の二 在外会社の残余財産は、拂い込んだ株金額又は出資の価額の割合に応じて、株主等に分配しなければならない。但し、主務省令で定める場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による残余財産の分配は、決定整理計画書の定めるところにより、新会社の株式ですることができる。

3 特殊整理人は、前項の規定により新会社の株式をもつて残余財産の分配をする場合において、各株主等に分配すべき新会社の株式に一株未満の端数を生じたときは、その一株未満の株式を売却し、その代金を当該株主等に交付するものとする。

4 商法第二百四條第二項の規定は、前二項の規定により新会社の株式をもつて残余財産等の分配をする場合及び当該株式を売却する場合には、適用しない。

5 外国人の財産取得に関する政令(昭和二十四年政令第五十一号)第三條第一項の規定は、同令第二條第一項に規定する外国人が第二項の規定により新会社の株式をもつて残余財産の分配を受ける場合には、適用しない。

6 決定整理計画書において新会社が将来発行する株式の引受権を在外会社の株主等に與える旨を定めた場合においては、特殊整理人は、新会社からその引受権を証する書面の発行を受け、これを当該株主等のために日本銀行に預託しなければならない。

(供託)

第二十八條の三 在外会社の整理財産に屬する債務の弁済又は残余財産の分配のためにする供託は、国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に關する政令(昭和二十五年政令第二十二号)の規定の適用を受ける場合を除く外、民法第四百九十五條第一項の規定にかかわらず、当該在外会社の第十三條の規定する主たる店舗の所在地の供託所においてすることができる。

2 前項の供託は、二人以上の債権者又は株主等のために同一の手続により一括してすることができる。

3 特殊整理人は、整理財産に屬する債務の弁済又は残余財産の分配のためにする供託をした場合においては、第三十三條第一項の規定による重要書類の引渡の際に、当該供託書を主務大臣に引き渡さなければならない。

4 前項の供託書の引渡を受けた主務大臣は、供託に關する法令の規定の適用については、供託者とみなす。

5 特殊整理人(第三項の規定により供託書を主務大臣に引き渡した場合には、主務大臣。以下本條中同じ。)は、第二項の規定による供託をした場合においては、供託物の還付を受ける権利を有する者に対し、供託書の引渡に代え、還付を承諾する旨の承諾書を交付することができる。

6 前項の規定により承諾書の交付を受けた者は、供託書の添附に代え、承諾書を添附して供託物の還付を請求することが

できる。

7 供託所は、前項の規定による請求に基き供託物を遺付した場合には、当該供託物を供託した特殊整理人に対し、供託書の提出又は早示を求めることができる。

8 民法第四百九十五條第三項の規定は、第一項の規定による供託をした場合には、適用しない。

(損害賠償及び時効の特例)

第二十八條の四 在外会社は、許可業務以外の原因に基いて生じた債務の不履行に因り昭和二十年九月二十四日以後に生じた損害について、賠償の責に任じない。

2 新会社は、決定整理計画書の定めるところにより前項の在外会社の債務を承継した場合においては、当該債務の不履行に因り当該決定整理計画書に定められた当該債務の履行期日(当該決定整理計画書にその履行期日の定めがない場合には、当該債務を承継した日から六月を経過した日。以下本條中同じ。)の前日までに生じた損害について、賠償の責に任じない。

3 在外会社の債権又は債務で許可業務以外の原因に基いて生じたもの(昭和二十年九月二十三日までにその時効の完成したものを除く。)については、主務大臣が第三十一條第三項の規定による特殊整理終了の公告をするまでは、その時効は完成しないものとする。

4 前項の在外会社の債権又は債務で決定整理計画書の定めるところにより新会社が承継したものについては、当該債権については当該債権を承継した日から六月以内、当該債務については当該決定整理計画書に定められた当該債務の履行期日

から六月以内は、その時効は完成しないものとする。

(賃貸借契約の解約)

第二十九條 在外会社の本邦内にある店舗を当事者とする賃貸借(許可業務に関するものを除く。)で期間の定めのあるものについても特殊整理人は、民法第六百十七條(借家法(大正十年法律第五十号)施行の地区にある建物については、同法第三條第一項)の規定により解約の申入をすることができる。

(指定日以後の権利義務の承継)

第三十條 許可業務につき指定日以後の原因に基いて生じた権利義務は、新会社が承継する。但し、指定日から新会社が当該権利義務を承継する日までの期間において当該許可業務から生じた所得に対し在外会社が納付すべき法人税及び事業税の金額に相当する資産については、この限りでない。

2 許可業務につき指定日前の原因に基いて生じた債務を新会社に承継する場合には、特殊整理人は、当該債務の額に相当する整理財産に属する資産を新会社に譲渡しなければならない。

3 前二項の規定による承継及び譲渡については、決定整理計画書の定めるところによる。

(特殊整理の終了)

第三十一條 特殊整理人は、特殊整理の事務が終了したときは、主務省令の定めるところにより、遅滞なく整理完結報告書を作成し、主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により主務大臣の承認がまつたときは、特殊整理人又は特殊整理人であつた者は、特殊整理に関しては、責

任を解除されたものとみなす。但し、これらの者に不正の行為があつたときは、この限りでない。

3 主務大臣は、第一項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(特殊整理終了の登記)

第三十二條 主務大臣は、前條第一項の承認をしたときは、在外会社の支店の所在地の管轄登記所にて特殊整理終了の登記を嘱託しなければならない。

2 前項の嘱託があつたときは、登記官吏は、その登記をしなければならない。

3 第一項の登記については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四百十二條から第四百十六條まで、第四百四十八條から第四百四十九條まで、第五百五十一條から第五百五十一條ノ四まで、第五百五十一條ノ六及び第五百五十四條から第五百五十七條までの規定を準用する。

(重要書類の引渡)

第三十三條 特殊整理人は、第三十一條第一項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく在外会社の本邦内にある帳簿並びに營業若しくは事業及び特殊整理に関する重要書類(以下「重要書類」と總稱する。)を主務大臣に引き渡さなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による重要書類の引渡を受けた後十年間、これを保存しなければならない。

第三章 雜 則

(在外会社に対する課税)

第三十四條 在外会社に対する所得税、法人税、特別法人税、臨時利得税及び事業税の課税については、在外会社は、昭和二十年八月十五日以後その本店又は主たる事務所を本邦内において有することとなつたものとみなし、且つ、指定日において解散したものとみなす。但し、この場合における在外会社の昭和二十年八月十五日を含む事業年度以後の事業年度に係る所得又は剰余金は、当該在外会社の本邦内における事業又は財産から生ずる所得又は剰余金に限るものとし、同日を含む事業年度以後の事業年度に係る積立金の増減は、当該在外会社の本邦内における事業又は財産に係る益金又は損金に四るものに限るものとする。

2 第三十條第一項の規定により新会社が在外会社の権利義務を承継した場合においては、新会社の当該権利義務の承継に因る益金又は損金(当該権利義務の評価に因る益金又は損金を除く。)は、新会社の当該権利義務を承継した事業年度の法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定による所得の計算上、益金又は損金に算入しない。

(指定の解除)

第三十四條之二 主務大臣は、特殊整理の続行の必要がなくなつたときは、第二條第二項第一号の規定による指定の解除をすることができる。

2 前項の指定の解除は、告示で行う。

3 第三十一條第二項の規定は、第一項の規定による指定の解除があつた場合に準用する。この場合において、同條第二項中「前項の規定により主務大臣の承認」とあるのは、「第三十四條之二第一項の規定による指定の解除」と読み替へるものと

する。

(公告の方法)

第三十五條 特殊整理人がこの政令の規定に基いてする公告は、主務省令の定めるところにより、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で本邦内で発行するものに掲げてしなければならない。

(主務大臣、主務省令)

第三十六條 第三條、第二十八條の三、第三十二條及び第三十三條の規定における主務大臣は、大蔵大臣とし、第五條の規定における主務大臣は、法務総裁、大蔵大臣並びに在外会社及び在外会社の業務に関する行政の所管大臣とし、その他の規定における主務大臣は、大蔵大臣並びに在外会社及び在外会社の業務に関する行政の所管大臣とする。

2 第七條及び第二十八條の規定における主務省令は、大蔵省令とし、第二十五條の規定における主務省令は、法務府令、大蔵省令とし、第五條の規定における主務省令は、法務総裁、大蔵大臣並びに在外会社及び在外会社の業務に関する行政の所管大臣の発する命令とし、その他の規定における主務省令は、大蔵大臣並びに在外会社及び在外会社の業務に関する行政の所管大臣の発する命令とする。

(報告徴収及び立入検査)

第三十七條 主務大臣は、特殊整理事務及び整理財産につき調査の必要があると認めるときは、特殊整理人、在外会社の債権者又は債務者その他関係人から報告をとり、又は当該職員をして整理財産があると認められる場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により、当該職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四章 罰 則

第三十八條 左の場合においては、特殊整理人を三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第七條の規定に違反して弁済その他債務を消滅する行為をし又は資産を処分したとき。
 - 二 第十六條第一項の規定による財産目録、貸借対照表、收支計算書及び債務等支拂一覧表を提出せず、又はこれらの書類に虚偽の記載をしたとき。
 - 三 第十七條第一項の規定に違反して整理計画書の認可の申請をせず、又はその計画書に虚偽の記載をしたとき。
 - 四 第二十一條第一項の規定に違反して決定整理計画書の変更の認可の申請をせず、又はその計画書に虚偽の記載をしたとき。
 - 五 決定整理計画書の記載事項に違反して整理を履行したとき。
- 第三十九條 第二條第一項第一号の規定による指定があつたことを知りながら第四條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は特殊整理人の要求に係る資産を引き渡さなかつた者は、三年以下の懲役若しくは二十万円

以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十條 第三十七條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

第四十二條 左の場合においては、特殊整理人を三万円以下の過料に処する。

一 第十四條第一項又は第三項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第十五條、第十八條第一項又は第二十條の規定(第二十一條第二項において準用する場合を含む。)に違反して公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき。

三 第十八條第一項又は第二十條の規定(第二十一條第二項において準用する場合を含む。)に違反して書類を備え置かず、又は書類の閲覧を拒んだとき。

四 第二十七條の規定に違反して貸借対照表、收支計算書並びに決定整理計画の実行状況及びまだ整理を完了していない事項についての整理見込を記載した書類を提出せず、又はこれらの書類に虚偽の記載をしたとき。

五 第三十三條第一項の規定に違反して重要書類を引き渡さなかつたとき。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十五年五月一日政令第百十四号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令施行前に在外会社が納付した、又は徴収された改正後の旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に關する政令第三十四條第一項に掲げる国税の税額のうち、同項の規定により過納となつた部分の金額に係る国税徴収法(明治三十年法律第三十一号)第三十一條ノ六第一項の規定による還付加算金については、その計算の基礎となる日額の起算日は、同條第四項の規定にかかわらず、この政令公布の日から起算して三月を経過した日とする。

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する

政令の施行に関する命令

(昭和二十四年八月一日 法務省令、外務省令、大蔵省令、厚生省令、農林省令、逓送省令、運輸省令第一号)

改正 昭和二十五年五月一日法務省令、外務省令、大蔵省令、厚生省令、農林省令、逓送省令第一号

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の施行に關する命令を次のように定める。

第一條 この命令で、在外会社、新会社、在外店舗、本邦内にある店舗、主たる店舗、許可業務、指定日、特殊整理、特殊整理人、整理計画書、決定整理計画書、記名証券、登録債、株主等又は株式等というものは、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二九一号。以下「令」という。)の在外会社、新会社、在外店舗、本邦内にある店舗、主たる店舗、許可業務、指定日、特殊整理、特殊整理人、整理計画書、決定整理計画書、記名証券、登録債、株主等又は株式等という。

第二條 令第二條第一項第二号に規定する附屬の島しよは、左に掲げる島しよは、以外の島しよをいう。

- 一 千島列島、齒舞群島(水島、勇留、秋勇留、志発及び多奕島を含む。)及び色丹島
- 二 小笠原諸島、及び硫黄列島
- 三 鬱陵島、竹の島及び濟州島
- 四 北緯三十度以南の南西諸島(琉球列島を除く。)

五 大東諸島、沖の島島、南島島及び中の島島

2 令第二條第一項第三号に規定するその他の島しよは、前項各号に掲げる島しよをいう。

第三條 令第四條第一項但書の規定により、整理財産に属する資産を所持し、又は管理する人は、左に掲げる場合には、その資産を特殊整理人に引き渡すことを要しない。

- 一 訴訟又は民事上若しくは刑事上の訴訟手続を阻害する場合
- 二 土地工作物使用令(昭和二十年勅令第六百二十六号)第二條の規定により、主務大臣又は地方長官が連合國最高司令官の要求を充足するため当該資産に係る土地又は工作物を使用している場合
- 三 戦時海運管理令(昭和十七年勅令第二百三十五号)第二條及び第十三條又は船舶運航管理令(昭和二十四年政令第二十六号)第十三條第一項及び第二項の規定により、船舶運管会が当該資産に係る船舶を借り受けている場合
- 第四條 令第五條第一項に規定する在外店舗所有記名証券一覽表の様式は、別表第一に定めるところによる。
- 第五條 令第五條第一項但書の規定による記名証券又は同條第八項但書の規定による登録債は、左に掲げる会社又はその他の団体の発行に係る記名証券又は登録債とする。
 - 一 閉鎖増開令(昭和二十二年勅令第七十四号)第一條に規定する閉鎖増開
 - 二 破産手続又は特別清算が開始されている会社又はその他の団体
- 第六條 令第七條第一項第三号又は第二十八條第一項第一号の規定による公租公課に準ずる債務は、左に掲げるものとす。

一 罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金及び過料

二 国税徴収の例又は国税滞納処分等の例により徴収されるもの

第七條 令第十六條第一項に規定する財産目録、貸借対照表、收支計算書及び債務等支拂一覽表の様式は、それぞれ別表第一から第五までに定めるところによる。

第八條 令第十七條第一項の規定により、整理計画書には、左に掲げる事項に関して定めなければならない。

一 在外会社の住所、商号等に関する事項

イ 在外会社の本店の住所及び商号又は名称

ロ 在外会社の本邦内における主たる店舗その他の店舗の所在の場所及び商号又は名称

ハ 特殊整理人の住所、氏名及び在外会社との関係

二 債務の弁済については、左に掲げる事項

債務等支拂一覽表に記載した順位により、債権者の住所、氏名、商号又は名称及び当該在外会社との関係、債務の種類、金額及び最低支拂予定金額並びに担保の有無及び弁済、相殺その他の方法により債務を免かれる額並びに支拂の時期及び方法

三 資産の処分については、左に掲げる事項

イ 資産の全部又は相当部分を含む処分する場合には、左に掲げる事項

(一) 処分の相手方の住所、職業又は事業の概要、氏名、商号又は名称及び当該在外会社との関係

(二) 資産の種類、帳簿価額、処分見込価額(最高価額及び最低価額。以下同じ。)及び時価(純額を含む。以下同じ。)並びに処分の予定時期、方法その他処分の条件

(三) 資産の全部又は相当部分を含む処分することと必要とする事由
ロ 資産を個別に処分する場合には、処分の相手方、その資産の種類、帳簿価額、処分見込価額、時価及び処分の方法並びに個別に処分することと必要とする事由。但し、その資産の価額が時価でもつて五千円に満たないものについては、概括してこれを定めることができる。

ハ やむを得ない事由により資産の処分ができない場合には、その資産の種類、帳簿価額及びその事由

四 残余財産の分配については、株主等の氏名又は名称、国籍、持株数及び株主等に対する分配予定額

五 新たに会社を設立する場合には、左に掲げる事項

イ 新会社の商号、目的並びに本店及び支店の所在地

ロ 新会社の資本金額及び設立の時期

ハ 新会社の発起人の氏名又は名称、役員の名氏及び任期並びに当該在外会社との関係

ニ 新会社に資産と出資又は譲渡する場合には、その何れによるかの別、その資産の範囲、価額及び条件

ホ 新会社が債務を承継する場合には、その債務の額及び条件

ヘ 新会社の発行する株式の内容及び数

ト 新会社の株式の募集、売却その他処分に関する事項

- チ 新会社の株式を在外会社が取得する場合には、その取得する株式の内容、数及び処分に関する事項
- リ 新会社の株式の株金拂込の時期、方法及び金額
- ス 新会社の設立費用及びその負担者
- ル 新会社の設立を必要とする事由
- 六 資本を倍額以上に増加する会社にその資産を出資若しくは譲渡する場合には、左に掲げる事項
 - イ 新会社の商号、目的並びに本店及び支店の所在地
 - ロ イに掲げる事項を変更しようとする場合には、変更する事項及び変更を必要とする事由
 - ハ 新会社の従来からの資本金額及び拂込資本金額
 - ニ 新会社の資本の増加額及び資本の増加の時期
 - ホ 新会社の資本増加後の資本金額及び拂込資本金額
 - ヘ 新会社に資産を出資又は譲渡する場合には、その何れによるかの別、その資産の範囲、価額及び条件
 - ト 新会社が債務を承継する場合には、その債務の額及び条件
 - チ 新会社の従来からの株式の内容及び数
 - リ 新会社が新たに発行する株式の種類、内容及び数
 - ス 新会社の株式の募集、売出しその他処分に関する事項
 - ル 新会社の株式を在外会社が取得する場合には、その取得する株式の種類、内容、数及び処分に関する事項

- ヲ 新会社の株式の株金拂込の時期、方法及び金額
 - ワ 新会社に資産を出資又は譲渡することと必要とする事由
- 第九條 令第十七條第二項の規定により整理計画書に添附する書類は、左に掲げるものとする。
- 一 許可業務を行う会社については、最近における資産及び負債に関する試算表
 - 二 新たに会社を設立する場合には、左に掲げる書類
 - イ 新会社の定款案並びに設立の日から一年間の事業計画及び資金計画の概要を記載した書類
 - ロ 新会社の予想される資本金の百分の一以上に当る株式を有する株主の氏名又は名称及びその持株数
 - 三 資本を倍額以上に増加する会社に資産を出資又は譲渡する場合には、左に掲げる書類
 - イ 新会社の定款案並びに指定日における財産目録及び貸借対照表
 - ロ 新会社の資本増加の日から一年間の事業計画及び資金計画の概要を記載した書類
 - ハ 新会社の予想される資本金の百分の一以上に当る株式を有する株主の氏名又は名称及びその持株数
 - 四 新たに会社を設立するとき又は資本を倍額以上に増加する会社に資産を出資又は譲渡するときにおける当該会社の予想される貸借対照表及び予想される一株の取得価額を記載した書類
 - 五 その他整理計画を行うについて参考となる事項を記載した書類
- 第十條 令第十八條第二項の規定（令第二十一條第二項の規定において準用する場合を含む。）により、利害関係人が整理計画書に定める事項について異議の申立をする場合には、左に掲げる事項を記載した異議申立書と主務大臣に提出しなげ

ればならない。

- 一 在外会社の本店の住所及び商号又は名称
- 二 在外会社の本邦内における主たる店舗の所在の場所及び商号又は名称
- 三 異議申立者の住所及び氏名又は名称
- 四 異議の申立をする者が株主等である場合には、指定日において有する当該在外会社の株式等の数、異議の申立をする者が債権者である場合には、指定日において有する債権の額及び異議の申立をする者が株主等又は債権者以外の利害関係人である場合には、当該在外会社との関係

五 異議申立の要旨

六 その他参考となる事項

第十一條 令第二十一條第一項の規定により、決定整理計画書の変更の認可を受けようとする特殊整理人は、変更の事由を生じた日から二週間内に、左に掲げる事項を記載した決定整理計画変更認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 在外会社の本店の住所及び商号又は名称
- 二 在外会社の本邦内における主たる店舗の所在の場所及び商号又は名称
- 三 特殊整理人の住所及び氏名
- 四 決定整理計画書中変更しようとする事項

五 変更を必要とする事由

六 整理計画書の認可の年月日及び認可の番号

七 その他参考となる事項

第十二條 削除

第十三條 令第二十七條に規定する貸借対照表及び収支計算書の様式は、別表第六及び第七に定めるところによる。

2 令第二十七條の規定により貸借対照表及び収支計算書に添附する決定整理計画の実行状況及びまだ整理を完了していない事項についての整理見込を記載する書類には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 在外会社の本店の住所及び商号又は名称
- 二 在外会社の本邦内における主たる店舗の所在の場所及び商号又は名称
- 三 特殊整理人の住所及び氏名
- 四 決定整理計画書に定められた事項ごとに実行の進捗の概況及びまだ整理を完了していない事項についての整理見込
- 五 その他参考となる事項

第十四條 令第三十一條第一項の規定により、特殊整理人が主務大臣の承認を受けようとする整理完結報告書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 在外会社の本店の住所及び商号又は名称
- 二 在外会社の本邦内における主たる店舗の所在の場所及び商号又は名称

- 三 特殊整理人の住所及び氏名
- 四 決定整理計画書に定められた事項ごとに整理を完了した時期
- 五 その他参考となる事項

第十五條 令第三十五條の規定により、特殊整理人がする公告は、官報又は左に掲げる日刊新聞紙のうち一以上に掲げてしなければならない。但し、令第五條第二項の規定による公告は、左に掲げる日刊新聞紙のうち一以上に掲げてするものとする。

- 一 日本経済新聞
- 二 産業経済新聞
- 三 朝日新聞
- 四 毎日新聞
- 五 読売新聞

第十六條 令及びこの命令の規定により、主務大臣に提出する申請書、報告書その他の書類は、主務大臣連名宛とし、主務大臣の數に二を加えた數に相當する通數を作成し、且つ、英文五通を添附して大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書、報告書その他の書類には、「在外会社」と朱書しなければならない。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十五年五月一日 法務省令、外務省令、大蔵省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令 第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

題名 外国に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する件

一、参 照

日本政府宛覚書、AG一三〇(一九四五、九、二二) SCAPIN四五 題名 金融取引の統制に関する件

二、一〇参照覚書の諸条件に拘らず、日本政府は元日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある総ての財産の清算を実施するに必要な手続を創設するよう指令された。財産の中に一〇パーセントより少ない日本人権益が含まれている場合その財産は本覚書の規定から除外される。

三、右の手続を実施するに当り、日本政府は会社の本邦内支店の適當なる職員をその財産の清算人として指定すること。若し適當なる職員がない場合日本政府はその支店以外の分野に於て清算人を指定してもよろしい。

右の清算人は日本政府が創設する手続の下にその清算を速かに取り運び且つ完了する責に任ずること。清算人は如何なる財産の売却も日本政府大蔵省及び連合国最高司令部の事前の許可なくしては行い得ない。

四、各清算人は清算人としての指定を受けた日から九十日以内に次の通報事項を提出しなければならない。

イ 提起された総ての請求に次の範囲の内訳を附した完全なる報告書

1. 本邦内の請求及び外国からの請求にして本邦内にある資産の上に設けられた留置権によつて保証されたもの

2. 本邦内の請求及び外国からの請求にして本邦内の支店若しくは代理店との取引により生じたもの(本店請求若しくは支店相互請求を除く)

ロ 本邦内の総ての資産の完全なる棚卸表その表は記入項目の帳簿価格及び時価の両者を表すものであること。日本政府は総ての上記諸資料を受領したならば各一部を連合国最高司令部民間財産管理部に提出すること。

五、日本政府大蔵省は総ての報告が正確なることについて責任を有する。

六、各清算人は第四項で要求された通報事項の提出のときに更に総ての請求に対する支拂について設けられた手続を含む計画を提出すること。然し如何なる請求と雖も大蔵省及び連合国最高司令部民間財産管理部の事前の許可なしに支拂われることはない。

七、本指令を遂行するために連合国最高司令部民間財産管理部と日本政府担当省間の直接連絡を許可する。

昭和二十四年三月八日附

題名 外国に本店を有する会社の本邦内にある財産に関する件

AG六〇二(一九四八、一一、一七) 一九四九、六、一 SCAPIN一九六五

一、総司令部より日本政府宛上記覚書参照

a、AG一三〇(一九四五、九、二二) 「金融取引の統制に関する件」
ESS SCAPIN

b、AG六〇二(一九四八、一一、一七) CPC/FP SCAPIN 1965 (一九四九、一一、一八)

一 外国に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する件

二、参照覚書一bにいう「元日本が占領した地域に本社のある会社が本邦内に有している財産」とは、次に掲げるものに限定するものではないが、本社の名義で本邦内にて登録した証書類は勿論、本邦内にて本社が所有し又は請求権があるすべての財産をいう。

例へば所有権証書、本邦内財産について本社が有する抵当権(担保権) 銀行預金通帳、受領書、小切手、手形、約束手形、為替手形、債権債務証書及び本邦内財産について本社が有する権利利益に関するその他すべての証憑書類をいう。

三、この覚書及び参照覚書bにいう会社には政令第七十四号(閉鎖機関令)により清算中の会社は含まない。

一九四九年六月十八日附

AG六〇二(一九四八、一一、一七) CPC/FP SCAPIN一九四九、三、八 一九六五 三

日本政府宛覚書

題名 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産に関する件

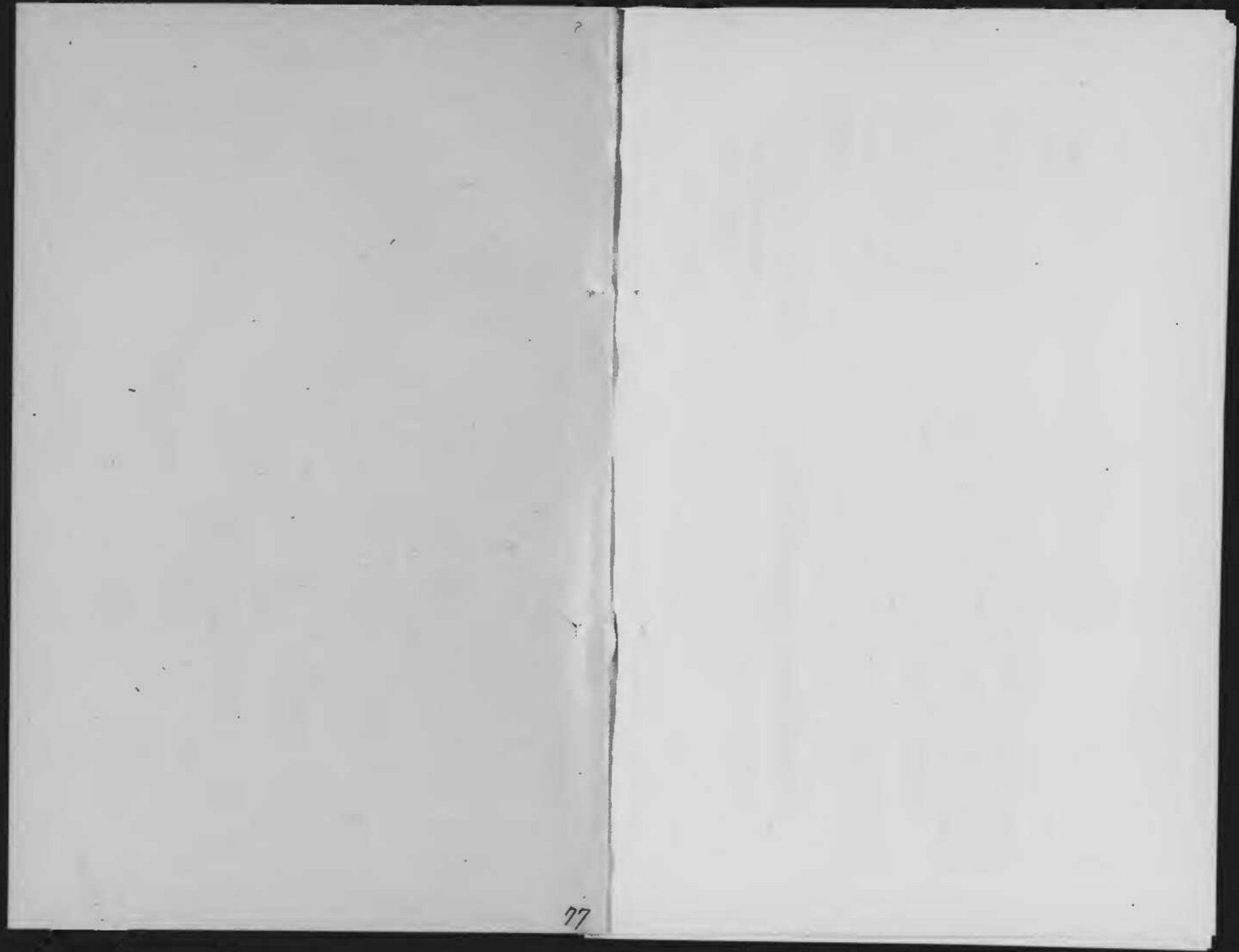
一、参照覚書

a、AG六〇二(一九四八、一一、一七) CPC/FC SCAPIN一九六五 一 一九四九、三、八 外国に本店を有する会社の本邦内にある財産に関する件

b、LO一五二七(四九) AD/FC SCAPIN一九四九、五、二五 引揚者が海外に残置した本邦会社発行の株式の再発行に関する件

二、SCAPIN四五及日本政府省令第八十八号第二條第二号に規定する財産に含められる証券の整理に関連して前記一aを処理するために、その証券を発行した株式会社、日本政府又はその代行機関は、登録を交更して、新株式又は新公債を本邦内の店舗に対して発行し、そして現在外国に所在し又は現在外国にある本店の名義で登録されている証券は抹消するよう指令する。

三、本覚書にいう会社には政令第七十四号(閉鎖機関令)に基き清算中の会社は含まない。



(印刷製造)

法律第百五十六号(昭和十五年十一月十三日)

旧令による共済組合等々の年金受給者のための特別措置法案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法

(案)

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 年金受給者のための特別措置(第三條—第七條)

第三章 連合会の業務(第八條—第十六條)

第四章 年金受給者等の権利の確保(第十七條—第二十一條)

第五章 推則(第二十二條—第二十四條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)以下「共済組合法」という。)の規定による共済組合連合会(以下「連合会」という。)をして旧陸軍共済組合・旧海軍共済組合の権利義務を承継した財団法人共済協会(以下「共済協会」という。)及び外地関係共済組合からの年金受給者に対する年金支給の事務を統一的に処理せしめるとともに、現行の恩給及び共済組合法の規定による年金の類との権衡を考慮して、これらの年金受給者及び財団法人日本製鉄八幡共済組合(以下「日本製鉄八幡共済組合」という。)からの年金受給者のために、その年金類の改定その他特別の措置を講ずることを目的とする。

(外地関係共済組合の定義)

第二條 この法律において「外地関係共済組合」とは、もとの外地関係の政府職員
の共済組合のうち年金給付を行つていたもので、左に掲げる命令の規定に基いて組織さ
れたものをいう。

- 一 朝鮮總督府通信官等共済組合令（昭和十六年勅令第三百五十七号）
- 二 朝鮮總督府公達官共済組合令（昭和十六年勅令第三百五十八号）
- 三 台湾總督府専売官共済組合令（大正十四年勅令第二百十四号）
- 四 台湾總督府警務官共済組合令（昭和十五年勅令第二百九号）
- 五 台湾總督府文通官等共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十六号）
- 六 台湾總督府文通官等共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十七号）

第二章 年金受給者のための特別措置

(旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継)

第三條 連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合及び共済協会の権
利義務を承継する。

二 連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合が旧陸軍共済組合令（昭和十
五年勅令第九百四十七号）に基き命令の規定により買替した、又は買替すべきであつた
年金支給の義務で陸軍共済組合令（昭和十六年勅令第九百八十八号）附則第二項の規定に基き主務大臣の措置により消滅したものを承継し、かつ
たものとみなして、承継する。但し、当該主務大臣の措置に基き支給した一時金がある
ときは、当該一時金の限度において、連合会が承継した年金支給の義務（昭和二十六年
一月以後の期間に係る年金支給の義務については、第六條の規定による改定後の年金支
給の義務）は、履行されたものとみなす。

3 旧陸軍共済組合が前項に規定する主務大臣の指道により消滅した年金支給の義務に代るものとして買掛した一時金支給の義務がこの法律施行の日までに履行されていなければ、その日において消滅したものとみなす。

(外地関係共済組合に係る年金の支給)

第四條

連合会は、外地関係共済組合のうち大蔵大臣の指定したもののりらの年金受給者に対し、当該指定の日以後年金を支給する。

2 前項の年金及び年金受給者のうちには、第三條各号に掲げる命令に基く命令の規定又は第五條第三項の規定により当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金及び当該一時金の受給者を含むものとする。

3 第一項の規定により年金を支給すべき者は、(昭和二十二年法律第百二十四号)の規定の適用を受ける者で、且つ、本邦(本邦、四国、九州及び北海道並びに大蔵省令で定めるその附屬の島をいう。以下同じ)内に住所又は居所を有する者に限る。大蔵大臣は、外地関係共済組合について、その年金受給者の状況を調査し、その概況の明らかになつたものから第一項の指定をするものとする。

(前二條の年金の支給に關する調整)

第五條

連合会は、第三條の規定により承継した義務に基き、及び前條第一項の規定により支給すべき年金のうち、共済組合法の規定による退職年金、療養年金又は遺族年金に相当するものの支給については、それぞれ同法の規定による退職年金、療養年金又は遺族年金の支給の例による。

2 連合会は、前項に規定する年金の、一部を無効に消滅した場合において、当該年金を共済組合法の規定によるこれに相当する年金とみなした場合には同法の規定により一時金を支給すべき場合に該当することとなるときは、当該一時金の支給の例により、これに相当する一時金を支給する。

(年金額の改定)

第六條 連合会は、第三條の規定により改定した義務に基き、及び第四條第一項の規定により支給すべき年金の額を、昭和二十一年一月以後、共済組合法の規定による退職年金・療養年金又は遺族年金に相当するものについては第一号に掲げる額に、公務に起因する疾病・労傷又は死亡を給付事由とするものについては第二号に掲げる額にそれぞれ改定する。

(71)

- 一 当該年金の算定の基準となつた俸給に相当する額を、假令俸給を停給とみなし、且つ、当該年金とそれと相おする共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金・療養年金又は遺族年金とみけして、 $\frac{\text{退職年金} + \text{遺族年金}}{\text{退職年金} + \text{遺族年金} + \text{遺族年金}}$ を適用して算定した額
 - 二 当該年金の算定の基準となつた俸給に相当する額を、假令俸給を停給とみなし、且つ、それとそれと相おする共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金・療養年金又は遺族年金とみけして、 $\frac{\text{退職年金} + \text{遺族年金}}{\text{退職年金} + \text{遺族年金} + \text{遺族年金}}$ を適用して算定した額
 - 三 前項第一号の場合において、同項の規定により改定した額
- 二 前項第一号の場合において、同項の規定により改定した額
- 三 公務に起因する疾病・労傷又は死亡を給付事由とするものについては、その年金の額算定の際俸給月額に算入すべき額を、 $\frac{\text{俸給月額} + \text{退職年金} + \text{遺族年金}}{\text{俸給月額} + \text{退職年金} + \text{遺族年金}}$ を適用して算定した額

元旨に關する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）第三項の規定に基き大蔵大臣の
議に依りて改定する。

（本項の金額は、備付金に付す金額の交付）

第七條 国は、日本製鉄八幡製鉄組合、当該備付金組合の年金受給者のうち、
昭和九年一月三十一日以前に発生した給付事由に基き年金の支給を受ける者に対し、支
給する年金の額を前條の規定に準じて改定した場合に、当該備付金組合に対し、その年
金の改定に因り必要となる責任準備金の増額分に相当する金額を支付する。
二 前項に規定する年金の改定に因り必要となる責任準備金の増額分の計算については、
大蔵大臣の定めるところによる。

三 第一項の金額は、日本製鉄八幡製鉄組合の同項に規定する年金の額を改定した場合に

おいて、その請求に基き一時に交付するものとする。

第三章 連合会 兼務

第八條 連合会は、備付金法の規定による兼務の外、左に掲げる兼務を行う。

- 一 第三條の規定により放脱した義務に基き年金及び一時金を支給し、その他その放脱
した債務の整理をすること。
- 二 第四條の規定による年金及び一時金を支給すること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務。

（定款の変更）

第九條 連合会は、この法律施行の後、滞滯なく、大蔵大臣の認可を受けて、前條の規定による業務を行うこととなつたのに伴い必要とされる定款の変更をしなければならぬ。

(会計)

第十條 連合会は、第八條の規定による業務に関する会計については、共済組合法
の規定による業務に関する会計から区別して、これを整理しなければならぬ。

第十一條 国は、予算の定めるところにより、連合会に對し、第八條第一号及び第二号に規定する年金及び一時金の支給その他の款項の履行に要する費用並びに同條に規定する業務の執行に要する費用に充てるため、必要な金額を支拂する。

2 前項の金額は、毎年度令を四令して、各四半期の期間中に当該四半期分を支拂するものとする。

のとする。

第十二條 連合会は、毎年度第八條の規定による業務に関する收支計算書を作成して、これを翌年度五月末日までに大蔵大臣に提出しなければならない。

2 連合会は、毎年度第八條の規定による業務に關する決算上剰金を生じたときは、これを翌年度五月末日までに國庫に納付しなければならない。

3 連合会の第八條の規定による業務に關する会計についての細目事項については、前二條及び前二項に規定するものを除く外、大蔵大臣が定める。

(監督)

第十三條 連合会の第八條の規定による業務の執行は、大蔵大臣が監督する。

2 連合会は、大蔵大臣の定める手続により、毎月末日現在における第八條の規定による業

めくられず

務に關する詳細な報告を大蔵大臣に提出しなければならない。

3 大蔵大臣は、毎季少くとも一回部下の職員として連合会の第八條の規定による事務及び当該事務に關する合計について監査させるものとする。

(特定財産の戻への帰属)

第十四條 大蔵大臣は、連合会が第三條第一項の規定により承継した財産のうち連合会が第八條の規定による業務を執行するために必要でないとして認め、大蔵大臣が指定したものは、その指定の日において國に帰属するものとする。

(無料証明)

第十五條 連合会及び連合会から第八條第一号又は第二号に規定する年金又は一時金の支給を受けるべき者は、これらの年金又は一時金の支給に關し、必要書類に關して、國又は地方公共団体の権限のある機関に対し、無料で証明を求め、ることのできる。

(非課税)

第十六條 連合会が支給する第八條第一号及び第二号に規定する年金及び一時金については、共済組合法の規定による退職年金及び退職一時金に相当する年金及び一時金を除く外、これを課税として、租税その他の公課を課さない。
2 連合会が支給する第八條第一号及び第二号に規定する年金及び一時金に關する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。
3 連合会が第三條第一項の規定により承継した不動産の取得の登記については、登録税

を課さない。

第四章 年金受給者等の権利の確認

(公 告)

第十七条 連合会は、第三條の規定により旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務を継続した後、並びに第四條の規定により外地関係共済組合に係る年金及び一時金を支給すべきこととなった後、滞滯なく、連合会から年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対し、一定の期間内に証書類を添えて連合会に対し当該権利の確認を求め、その期間内、三月(連合会がその権利義務を継続し、又は第四條の規定により年金及び一時金を支給すべきことと

なつた日現在において本邦にいない者については、本邦に帰還した日(三月)を下ること¹⁶⁾をしない。

二 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して少くとも三回以上しなくてはならない。但し、旧陸軍共済組合又は共済協会に係る年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対する公告は、一回以上すれば足りる。

三 第一項の規定による公告には、同項の年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者が同項の期間内に申出をしないときは、第十八條第一項の規定による権利の確認が得られないため第三十條の規定の適用を受けることのあるべき旨を附記しなければならない。

(権利の確認)

第十八条 連合会は、前條第一項の規定による公告に基づいて権利の確認を求めたるため

の申出をした者に対し、その提出した証拠書類その他連合会の調査した資料に基づいて、その者が真正の権利者であるか否か並びにその者が真正の権利者である場合にはその年金又は一時金の種類及び額を確認しなければならぬ。

2 連合会は、前條第一項の規定による公告に基づいて権利の確認を求めた者以外の者と同項の期間内に申出をしなかったことについてやむを得ない事由があると認められるものについては、その者の申出に基づき、前項の規定に準じてその者の権利を確認することができる。

(年金証書の文書)

第十九條 連合会は、前條の規定により引当済み年金の支給を受ける権利の確認をした者に対しては、当該年金に關する証書を作成して交付しなければならぬ。

2 連合会は、前條の規定による年金又は一時金の受給権利の確認を受けた者が旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合、共済協会又は外地関係共済組合の発給に係る年金に關する証書を有するときは、これを返却させなければならない。

(年金又は一時金の受給権利者)

第二十條 連合会は、第十八條の規定による権利の確認を受けた者以外の者に対ししては、第三條及び第四條の規定にかかわらず、年金又は一時金の支給の義務を負わぬ。

(細目)

第二十一條 第十八條の規定による権利の確認及び第十九條第一項の規定による年金に

同する証書の作成・交付・書換・再交付等に關する細目的事項については、大蔵大臣が定める。

第五章 雜 則

(事務の委任)

第二十二條 大蔵大臣は、第四條第四項の規定による外地關係共済組合に關する調査の事務を連合会に行わせることができる。

又 連合会は、前項の規定により委任された調査を行つたため、第十七條の規定に準じて外地關係共済組合に係る年金又は一時金の支払を受け得る権利を有する者に対し、当該権利の申出をすべし旨の公告をすることができる。この場合においては、当該公告には、当

該公告が第三項の規定により第十七條第一項の規定による公告とみなされ、同條第三項に規定するところと同様の結果となることがあるべき旨を所記しなければならぬ。

3 連合会が前項の公告をした場合において、当該公告の結果に基づいて大蔵大臣が第四條第一項の推定をしたとき、連合会は、当該公告を第十七條第二項の規定による公告とみなして当該公告に於いて権利の申出をした者に対し第十八條第一項の規定による権利の推定をすることができる。

(時効の特例)

第二十三條 左に掲げる権利については、その時効は、他の法令の規定にかかわらず、昭和二十年八月十五日から第十七條第一項の規定による公告（前條第三項の規定により、権利の推定をする場合には、同條第三項の規定による公告）に於いて権利の申出をすべ

き期満了の日までは、進行しないものとする。

一 旧陸軍共済組合から年金又は一時金の支給を受ける権利。但し、一時金の支給を受ける権利については、昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者の有する権利に限る。

二 昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者が共済協会から年金又は一時金の支給を受ける権利

三 外地割増共済組合から年金の支給を受ける権利

前項各号に規定する年金のうちには、旧陸軍共済組合令、旧海軍共済組合令、若しくは第二條各号に掲げる命令に基づく命令の規定又は第五條第一項の規定により当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金を含むものとする。

(退職年金とみなす場合)

第二十四條 連合会から共済組合法の規定による退職年金に相当する年金の支給を受け

る者の、同法の規定による共済組合の組合員となつた場合には、同法第四十條の規定の適用については、その者の受ける年金は、同法の規定による退職年金とみなす。その者が日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)その他の法律において準用する共済組合法の規定による共済組合の組合員となつた場合にも、また同様とする。

附 則

一 この法律は、公布の日から施行する。

二 将米外地関係共済組合に帰属することの確定した者及びそのうち、連合会が、第四十條第一項の規定により支給すべき年金及び一時金に係る責任準備金の全額に相当するものについては、別に法律で定めるところにより、連合会に帰属させるものとする。

三 連合会は、第三條第一項の規定により共済協会から承継した施設のうち、第八條の規

(22)

(21)

定による業務以外の業務の用に供せらるるものがあるときは、当分の間、同様の規定による業務の外、引き続き当該施設を引用して当該業務を行つことのできる。

4 第九條・第十條・第十二條第一項及び第十三條の規定は、連合会が前項

5 連合会が附則第三項の規定による業務を行う間は、第八條中「第八條の規定による業務」とあるのは、「第九條及び附則第三項の規定による業務」と読み替へるものとす

第六條第一項の「前項」は「前項」を指すものとす

6 共済協会は、この法律施行の日ニ解散する。この場合において、法人の解散及び清算に關する民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定は適用しない。

7 大蔵大臣は、共済協会が解散したときは、遅滞なく共済協会の事務所所在地の登記所に、その解散の登記を備忘しなければならぬ。

8 登記所は、前項の登記を受けるときは、共済協会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなればならぬ。

9 昭和二十六年一月一日において現に共済組合法の規定による共済組合の組合員である者に対し、第二十四條の規定を適用する場合には、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、同月以後当該年度の支給を停止するものとする。昭和二十六年一月一日において第二十四條後段に規定する共済組合の組合員である者についても、また同様とする。

定による業務以外の業務の用に供せられるものがあるときは、当分の間、同條の規定による業務の升、引、償、返、当、敷、施設を利用して当該業務を行うことのできる。

4 第九條・第十條・第十二條第一項及び第十三條の規定は、連合会の前項の規定による業務を行う場合に準用する。この場合において、これらの規定中「前條の規定による業務」又は「第八條の規定による業務」とあるのは、「附則第三項の規定による業務」^注、第十三條第一項中「収支計算書」とあるのは、「財産目録・貸借対照表及び損益計算書」と読み替えるものとする。

6 共済協会は、この法律施行の日に解散する。この場合においては、法人の解散及び清算に関する民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定は適用しない。

7 大蔵大臣は、共済協会が解散したときは、遅滞なく共済協会の重積所の所在地の登記所に、その解散の登記を通知しなければならない。

8 登記所は、前項の登記の通知を受けたときは、共済協会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

9 昭和二十六年一月一日において現に共済組合法の規定による共済組合の組合員である者に対し、第二十四條の規定を適用する場合には、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、同法以後当該年度の支給を停止するものとする。昭和二十六年一月一日において第二十四條後段に規定する共済組合の組合員である者についても、また同様とする。

(24) 23)

110	7,300	200	14,200
103	6,900	192	13,300
97	6,500	183	12,500
90	6,100	175	11,700
83	5,700	167	11,100
77	5,300	158	10,500
70	5,000	150	9,900
65	4,700	142	9,300
60	4,400	133	8,700
55	4,100	125	8,100
50	3,800	117	7,500

年金の算定基礎となつた俸給

仮定俸給

年金の算定基礎となつた俸給

仮定俸給

217	15,200	283	20,100
233	16,200	300	21,500
250	17,200	317	22,900
267	18,300	333	25,000

備考

一 年金の算定の基礎となつた俸給が二〇〇未満のときは、その俸給の七七倍に相当する金額（田位未満の端数に切り捨てる。）を仮定俸給とし、俸給が三三三以上二〇〇未満のときは、その俸給の七五〇七倍に相当する金額（田位未満の端数は切り捨てる。）を仮定俸給とする

二 年金の算定の基礎となつた俸給が五〇田以上三三三田未満のときは、その俸給の相当地のこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に相当する仮定俸給とする。

261

251

理由

旧陸海軍共済組合・外地関係共済組合等以前の年金受給者の生活の実情にかんがみ、恩給受給者及び國家公務員共済組合法の規定による共済組合以前の年金受給者との権衡を圖るため、同法の規定による共済組合連合会として旧陸海軍共済組合及び外地関係共済組合以前の年金受給者に対する年金受給の事務を統一的に処理せるとともに、これらの年金受給者及び財団法人日本製鉄八幡共済組合以前の年金受給者のためにその年金額の改定その他特別措置を講ずる必要がある。これら、この法律による増徴する理由である。

一、朝鮮總督府交通局共済組合の本部内にある財

附 令 及 び 二 月 七 日 附 令 二 十 六 年 一 月 五 日
本 邦 内 に 在 る 財 産 を 登 記 する 必 要 が 有 る 事 業 者 等 有 限 公 司 法 律 第 二 十 六 年 一 月 五 日

内 朝 鮮 總 督 府 交 通 局 共 済 組 合 の 本 邦 内 に 在 る 財 産 は 組 合 の 本 邦
金 又 は 一 時 金 の 給 付 債 務 を 負 担 する 者 等 有 限 公 司 法 律 第 二 十 六 年 一 月 五 日
受 け 且 つ 本 邦 内 に 在 居 る 者 等 有 限 公 司 法 律 第 二 十 六 年 一 月 五 日
大 臣 が 選 任 する 特 殊 登 記 人 員 等 有 限 公 司 法 律 第 二 十 六 年 一 月 五 日
産 産 特 殊 登 記 人 員 等 有 限 公 司 法 律 第 二 十 六 年 一 月 五 日
財 産 特 殊 登 記 人 員 等 有 限 公 司 法 律 第 二 十 六 年 一 月 五 日
又 は 特 殊 登 記 人 員 等 有 限 公 司 法 律 第 二 十 六 年 一 月 五 日
の 二 つ が 有 る 者 等 有 限 公 司 法 律 第 二 十 六 年 一 月 五 日
支 拂 金 の 債 務 及 び 年 金 債 務 の 償 還 者 等 有 限 公 司 法 律 第 二 十 六 年 一 月 五 日
つ た 後 の 公 債 債 務 及 び 年 金 債 務 の 償 還 者 等 有 限 公 司 法 律 第 二 十 六 年 一 月 五 日

昭 和 二 十 六 年 三 月 六 日
財 政 省 特 殊 財 産 部

裏 面 白 紙

